

令和 2 年 度

内部統制評価報告書審査意見書

岡 山 市 監 査 委 員

岡 監 第 1 5 5 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員	重 松 浩二郎
同	土 居 幸 徳
同	中 原 淑 子
同	吉 本 賢 二

令和 2 年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により，令和 2 年度内部統制評価報告書について審査した結果，別紙のとおり意見を提出します。

なお，監査委員 重松浩二郎は，地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により，財政局の所管する事項については，除斥しました。

令和2年度内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和2年度岡山市内部統制評価報告書

第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和3年6月21日から

令和3年8月31日まで

第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、岡山市監査基準に準拠し、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、評価の根拠となる資料の閲覧及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の結果

審査に付された内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

第5 備考

令和2年度の評価の過程で発見された整備上の重大な不備（2件）については、全庁に対する文書による注意喚起やチェックリストによる複数人での確認の実施、新たな要領の制定などの再発防止策を講じており、評価基準日である令和3年3月31日において是正されていることを確認した。